

2755 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」等に係る覚書の締結について

平成 27 年 12 月 18 日
原子力安全対策課
奈良省吾
TEL : 0852-22-5931
Mail : gen-an@pref.shimane.lg.jp

本日、県、松江市及び中国電力(株)は、島根原子力発電所 1 号機の廃止に伴い、別添のとおり「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」及び「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱」の一部を下記のとおり改正する覚書を締結しましたので、お知らせします。

記

<改正内容>

1. 事前了解

- (1) 原子炉解体の届出制から廃止措置計画認可制への制度変更（H17 原子炉等規制法改正）を反映
- (2) 廃止措置期間中に見込まれる廃止措置計画の変更認可申請に対応
- (3) 廃止措置計画に係る事前了解の対象
 - ① 廃止措置計画の認可を受けようとするとき
 - ② 廃止措置計画に「重要な変更」を行おうとするとき
 - ・ 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
 - ・ 上記以外の計画変更について、島根県、松江市及び中国電力が事前協議を行い、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがあると認めた計画変更

2. 廃止措置に係る連絡等

廃止措置の実施状況を確認するための平常時における連絡を規定

3. その他文言整備

4. 安全協定の施行に関する必要な細目を定めた運営要綱についても必要な改正を実施



[覚書\(安全協定\) \(67KByte\)](#)



[覚書\(運営要綱\)\(138KByte\)](#)



[新旧\(安全協定\)\(79KByte\)](#)



[新旧\(運営要綱\)\(68KByte\)](#)

[一覧へ戻る](#)